

令和3年2月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和3年2月10日（水）
開会：午前10時 閉会：午前10時50分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
 - 1月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第4号 大津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第5号 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第6号 指定管理者の指定（大津市立大津公民館）に関する意見の申出について
 - 議案第7号 大津市立伊香立幼稚園を廃止すること及び大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
 - 議案第8号 令和3年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計当初予算に関する意見の申出について
- 4 出席委員
島崎教育長、前田委員、壽委員、八田委員、田村委員
- 5 事務局出席者
平尾教育部長、橋詰教育部次長、青山教育総務課長、駒井同課主査、西本同課主任、山田教職員室長、人見学校教育課長、太田児童生徒支援課長、東学校給食課長、本郷生涯学習課長、山口文化財保護課長、乾幼児政策課長、栗田保育幼稚園課長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が2月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

議題の公開／非公開 議案第6号から議案第8号までについて非公開とすることを決定

1月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第4号 大津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○青山教育総務課長 まず改正の背景について、平成19年の学校教育法の改正により、学校に新たに主幹教諭を置くことができるという改正が行われているが、主幹教諭を設置する際の留意事項として、文部科学事務次官通知及び同初等中等教育局長通知により、学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、その職務について適切な規定を設ける必要があり、それがなければ学校教育法上の主幹教諭に位置づけられないものとされた。つまり、この法改正を受けて「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」も一部改正されたが、その法改正に伴う教職員定数の加配措置の対象とならない、という内容を受け、本市の規則においても、主幹教諭はこれら法に基づく職であることを明示するための改正を行うものである。この点については、滋賀県に対する監査において指摘がなされ、県から連絡があった。

主幹教諭の職務については、学校教育法の第37条第9号において規定があり、そちらにおいて、「校長(副校長を置く小学校にあっては校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる」となっている。主幹教諭を置く学校において、当該校の抱える課題が大きく主幹教諭が担う業務の量が特に多い学校については、教職員の数を加算することにより、当該主幹教諭がその校務の整理など学校運営上期待されている職責を十分果たすことができるように、加配措置の対象となる。この趣旨を満たすために今般規則改正を行う。

また、今回の改正に合わせ、現在学校教育法において規定している学校に置かれる職のうち、置かなければならない職を除いた、置くことができる職で、実際に大津市立の学校に配置している職については、同様に規則に加えるべきであることから、今回の主幹教諭に加え、栄養教諭及び講師についての規定をそれぞれ加えるものである。

具体的な規則の改正内容については、改正前の規則第9条の2の2において、「小学校及び中学校(教育委員会が指定する小学校及び中学校に限る)に主幹教諭を置く」としていた従前の規定を「主幹教諭、栄養教諭及び講師を置く」とした上で、第2項から第4項においてそれぞれの職の職務を規定する改正としている。

また、幼稚園については、講師を置いているということから、講師の規定のみ規則第9条の2の3において加えるという改正としている。

【質疑】

○田村委員 講師の位置づけは現状どうなっているか。

○青山教育総務課長 本市においては、平成25年にいじめ対策への加配としていじめ対策担当教員、今で言う子ども支援コーディネーターを配置する際に、市費による加配として講師を雇用した。今年度からは、フルタイムで勤務する講師は任期付職員という身分で雇用している。

○田村委員 臨時的な任用ではないという理解で良いか。

○青山教育総務課長 あくまで政策的な加配であり、正規の補充としての臨時ではなく、任期を定めて正規職員に準じる任期付職員という形で雇用している。

○田村委員 もう1点、栄養教諭及び講師の規定の改正は、主幹教諭とは別の、加配とは関係ない趣旨であるということだが、栄養教諭と講師の規定を新たに行う理由をもう少し詳細に説明願いたい。栄養教諭や講師については、全校配置ではないが、法律上の定数の範囲内の配置であっても規定の必要はあるのか。

○西本教育総務課主任 栄養教諭と講師に関しては、主幹教諭の改正理由とは全く別の理由で改正する。本規則は、そもそも学校の管理運営の基本的事項を定めるという規則であって、本来学校に置かれている職や教務主任などの業務分掌についても本来全て明記すべきで、本規則を見れば学校にどのような職や業務があるかがわかるのが望ましい形である。ただ、大津市の規則においては、法律により当然に配置されるものについてあえて規定する必要はないというルールにしている。従って、大津市立の学校に実際に置いている職については、置かなければならないと法律上書かれている職は規則には規定していない一方で、置くことができると書かれている職については、本規則に全て明記すべきということで改めて見直したものである。その観点からは、現行規則がそもそも主幹教諭の規定しかないため、その規定しきれていなかった職について改正を行うものである。

○田村委員 栄養教諭については承知した。講師という職には様々捉え方があるが、その辺りのことも踏まえて、学校には実際に様々な形で講師を配置しており、従来の規則に不備があったので今回加えているということと理解する。

○西本教育総務課主任 その通りである。

○田村委員 学校教育法上「置くことができる」となっている規定を、規則では「置く」という文言としたことの説明を再度お願いしたい。

○西本教育総務課主任 法律上は「置くことができる」職を実際に置いているため、「置く」としたものである。「置くことができる」とすれば改正の必要がなく楽ではあるが、本規定は、今の大津市立の学校に配置している職の状況に合わせて記載しているもので、学校の実態を表す規定であるべきとの考えから、そうしているものである。本来、都度メンテナンスをしていくべき事項かと考えており、配置がなくなったものは規定から削除することとなる。

【採 決】 可決

○議案第5号 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説 明】

○足立生涯学習センター所長 視聴覚ライブラリーにおける教材及び機材の利用については、大津市内の原則として、規則第10条第1項第2号に規定する社会教育関係団体への貸出しについては、市内の社会教育関係団体とし、また市外への持ち出し利用については特別な理由があると認められる場合に限ることとするものである。

改正理由であるが、平成4年に開館した大津市生涯学習センターにある視聴覚ライブラリーでは、市民の学習効果を高めるために、DVD、ビデオテープ等の視聴覚教材や液晶プロジェクター、DVDプレーヤー、スクリーン等の機材を無償で貸出ししている。開館当初は視聴覚ライブラリーを設置する自治体も少なく、本市の取組は先駆的なものであったが、時代の変化のとともに、現在では滋賀県において「しが生涯学習スクエア」が開設され、本市と同様に視聴覚教材や機材の貸出しが実施されるようになった他、県内他都市の一部においても視聴覚ライブラリーが設置されているところである。このような状況に鑑み、大津市視聴覚ライブラリーにおいては大津市内での利用を原則とするものである。

【質 疑】

○壽委員 教育上の目的での利用の場合について、「～の場合に限り」となっていた規定から、「限り」を削っているが、利用場面の限定を緩めたということか。

○足立生涯学習センター所長 但し書において、「特別な理由があると認める場合に限る」と

したため、文言的に「限り」を両方に置いておく必要はないということで、削除したものである。

○壽委員 但し書で言っているのは、市外への持ち出しを原則制限して、例外的に認めようという規定ではないか。

○足立生涯学習センター所長 その通りである。全体として市内での利用を原則にしようとしているものであり、但し書の方に規定において「限り」という言葉を用いて、「市外の持ち出しの利用は制限を加える」ということを新たに規定するものである。

○壽委員 それだと市内の利用を考えるとときに、教育上の目的に限らないという風にも聞こえてしまうがどうか。

○生涯学習センター所長 教育上の目的で利用する場合の「限り」を取ったとしても、「教育上の目的で利用する場合に」という規定であるため、それのみで文言としては十分であり、但し書との表現の重複を避け、こういう形で表現したものである。

○田村委員 具体的な状況について聞きたい。図書館では、大津市立の図書館の利用に関わって、一定区域、例えば京都市と連携を取ってその利用の許可をしていると思うが、市外で特別に許可する場合とは、そういうケースを想定しているのか。

○大八木生涯学習センター副参事 過去に事例として、大津市の女性会の方が市外で研修するというケースがあった。大津市内の社会教育団体の方が、市外で研修したり、自分たちの活動のビデオを見せたりしたい、という事例を想定して、市外への持ち出しを許可することを考えている。

【採 決】 可決

○議案第6号 指定管理者の指定（大津市立大津公民館）に関する意見の申出について

【説 明】

○本郷生涯学習課長 大津市立大津公民館について、令和3年度から3年間を指定期間として株式会社ケイミックスパブリックビジネスを指定管理者として指定しようとするものである。

今年度末で大津公民館の指定管理期間が終了することに伴い、令和3年4月1日以降の指定管理者の選定について、去る令和2年12月23日に開催された市民部の指定管理者選定委員会において、候補者を決定した。大津公民館が大津市民会館と併設であるため、市民部の指定管理選定委員会において選定をしたものである。指定管理者の指定については、地方自治法の規定により議決事項となっており、2月市議会に議案を上程する予定である。

指定管理者の候補者は、株式会社ケイミックスパブリックビジネスで、「栗東芸術文化会館さきら」や、「ひこね市文化プラザ」等の指定管理者でもある。指定管理の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間である。同社に関しては、各審査項目の点数合計点が最低水準点を上回っているとともに、利用者の声を反映する仕組みや、利用者との連携策が明確であるということが委員に評価された。

選定経過について、第3回目の選定委員会において候補者が決まるのが通例であるが、1団体からの応募に対し、評価が最低水準点に達してない項目があったことから、候補者となるべき者がなかった。これを受けて、再募集を決定し募集を行ったところ、2団体の応募があり、第5回の選定委員会において、候補者の決定に至ったものである。

今後の予定として、管理基本協定の締結を行い、市議会にて可決されれば、3月下旬に契約締結し、現指定管理者から新指定管理者への引継ぎを行う。

【質 疑】

○田村委員 1度目の選定で基準に満たなかった1団体は、再度応募があった2団体に含まれているか。

○生涯学習課長 含まれている。

○田村委員 2度目の選定において、第1順位としては今回選ばれた候補者であるが、第2順

位として該当する団体がなかったということか。

○生涯学習課長 再度の選定委員会においても、もう1団体は最低水準点に達しない項目があったため、第2順位はなしとすることとされた。

【採 決】 可決

○議案第7号 大津市立伊香立幼稚園を廃止すること及び大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説 明】

○乾幼児政策課長 現在真野北幼稚園において合同保育を行っている伊香立幼稚園について、令和3年度中に、現在使用していない園舎を解体し、借地部分を所有者に返す予定であり、施設がなくなることから伊香立幼稚園を廃園するものである。しかし、現在の園の表記や現時点では伊香立からのお子さんのほうが多いという利用状況などに鑑み、伊香立の名を残して、真野北幼稚園の園名を伊香立・真野北幼稚園に改めるものである。

施行期日は、令和3年4月1日からを予定しているが、様々な状況が想定されることから、条例上は教育委員会規則で定める日としている。

なお、備考として通園区域の見直しが必要なことから、大津市通学区域審議会へ諮問し、答申を経て大津市立学校の通学区域に関する規則の一部改正も別途行う。

【質 疑】

○前田委員 今回、真野北幼稚園の園名が伊香立・真野北幼稚園と改められるということであるが、この園名を決める際に地域の方からどのような意見があったかなど、経緯等について教えてほしい。

○幼児政策課長 園名の変更については、地元にもまず申し出をした。その中で自治連合会の方々などに話をした中で、両地域の名前を残すのが良いのではないかという意見があり、この園名にしたものである。この園名についてはPTAにも報告をしており、そこで特段意見等はなかったため、了承されたものと理解している。

【採 決】 可決

○議案第8号 令和3年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計当初予算に関する意見の申出について

【説 明】

○橋詰教育部次長 令和3年度大津市一般会計教育費当初予算及び大津市学校給食事業特別会計当初予算に関する意見の申出について、2月市議会通常会議に上程されることから、教育委員会の意見の申出を行うものである。

令和3年度一般会計歳入歳出の予算額は1,229億円となっており、そのうち教育費は107億円余りで、構成比は約8.7%となる。また、令和2年度の6月補正後、いわゆる肉づけの予算と比較すると教育費で約10億2,000万円の予算増となっている。

個別の内容については、主要な事業のほか、主に今年度と比較して拡充したもの、新規事業等について説明する。

通番432、会計年度任用職員雇用経費は、スクールロイヤーとして週2回、弁護士を雇用する経費を新たに計上している。

通番435、会計年度任用職員雇用経費は、不登校対策として指導員を3名から4名に増員し、公認心理師2名を引き続き配置するものである。

通番437、会計年度任用職員雇用経費（スクールサポートスタッフ）は、新型コロナウイルス感染対策等のため引き続きスクールサポートスタッフを1校に1名ずつ配置するものであ

る。

通番４４３、会計年度任用職員雇用経費（特別支援教育充実事業）は、医療的ケア支援員等の予算が本事業に一元化されたことにより大幅な増額となっている。

通番４４６、学校夢づくりプロジェクト推進事業費は、新規事業として子供たちの思いを基に、地域・学校が力を合わせて創意工夫を生かしながら夢のあるプロジェクトに取り組むための試行事業として、１校当たり２０万円から３０万円を支援する制度の経費である。

通番４４９、学力向上推進事業費及び通番４５０、会計年度任用職員雇用経費（非常勤講師）は、新規にＩＣＴを効果的に活用した次世代型教育推進事業として実践校を３校指定し、研究を進めるための非常勤講師の配置や報償費等の予算を措置するものである。

通番４６２、ＩＣＴ教育推進事業費は、新規事業としてＩＣＴ機器の多様な活用に向けて実践校を２校募集し、調査研究を行うための講師謝礼や備品購入費等を措置するものである。

通番４６５、科学館施設整備事業費は、新たにプラネタリウムのプロジェクターを更新するための経費を計上するものである。

通番４６７、学校ＩＣＴ環境整備事業費（小）は、ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けてパソコンやテレビ等の更新やタブレット新規導入等に係る予算を計上するものである。

通番４７０、小学校大規模改造事業費は、学校の長寿命化計画に基づく施設改修を行うための予算、そしてそれと並行してトイレ改修を実施するための予算となっており、令和３年度は施設改修については晴嵐小学校において実施設計の委託料を計上し、トイレ改修については田上小学校において改修工事を計上するものである。

通番４７１、小学校維持管理事業費は、今年度に引き続いてコロナ感染症防止対策の一つとして２学期までの間、児童用トイレの清掃消毒業務の委託を行うための費用等を計上するものである。

通番４７３、就学援助費事業費（小学校）は、新入学学用品の支給単価を見直し増額をするものである。

通番４７６、学校ＩＣＴ環境整備（中）と、通番４７８、中学校維持管理事業費は、先ほど小学校費で説明した大型テレビの更新やトイレ清掃の委託等に係る中学校分である。

通番４８０、中学校大規模改造事業費は、先ほど説明した中学校分で、長寿命化計画に基づく改修については唐崎中学校において実施設計の委託料を計上し、トイレ改修については瀬田北中学校において改修工事を計上するものである。

通番４８１、教科書改訂教材整備事業費（中）は、中学校の教科書改訂に伴う教科書、指導書の整備費用等である。

通番４８２、就学援助費事業費（中学校）は、先ほど説明したものの中学校に係る分である。

通番４９１、北部地域文化センター運営事業費は、同センターの屋上防水改修の工事請負費を新たに計上するものである。

通番４９２、社会教育一般管理費は、生涯学習推進に係る計画の策定支援と、子ども読書活動推進計画の策定支援業務に係る委託料等を計上するものである。

通番４９５、和邇文化センター管理運営事業費は、新規に高圧電気設備の更新に係る実施設計の委託料を計上するものである。

通番５０５、自主運営試行事業費は、公民館の自主運営試行事業として地域団体が公民館を運営するための事務委託について対象学区が８学区と見込んだ予算を計上するものである。

通番５０８、図書資料整備事業費では、紙の図書及び２月１日にスタートした電子図書の充実を図るための経費を計上するものである。

通番５１１、図書館施設改修事業費では、本館のヒートポンプチラーの改修工事費を新たに計上するものである。

通番５１３、少年自然の家施設改修事業費は、新規に浴槽用の循環ろ過装置の更新に係る工事請負費を計上するものである。

通番５３０から５３４番、学校体育指導費は、新規事業として運動が好きな児童・生徒の育成等を目指す「おおつっこ体力向上推進事業」に関する事業費をはじめ小・中学校体育連盟への活動負担金や各種大会の派遣に係る補助金、さらには中学校における部活動の指導員を増員

するものである。

この他一般会計においては、それぞれの事業に必要な経費をそれぞれ予算計上している。

次に、特別会計について、学校給食事業特別会計歳入歳出予算総額は、27億5,500万円である。歳入は保護者からいただく給食費、一般財源及び基金からの繰入金である。

歳出の主なものとしては、食材費のほか調理場の管理運営に係る経費である。

なお、新規事業としては、老朽化に伴う施設更新として北部学校給食共同調理場の消毒保管機の更新経費を計上している。また、地元特産物の給食試食事業として学校給食に地元大津のお土産を提供するというのと、それとともに100%大津市産米の御飯の提供回数をできるだけ増やしていこうという取組をするための経費である。こうした取組を通じて食育の推進、郷土の理解、観光、農業などの地域振興の推進を目指そうというものである。

参考として、第3期教育振興基本計画に記載した重点アクションに基づく主な事業や、大津市総合計画第2期実行計画を先導するリーディングプロジェクトごとに整理をしている。

【質 疑】

○壽委員 通番432番と438番について、この分野で予算がついたことは良いことだと考えている。432番のスクールロイヤーと、438番のいじめ等問題行動に対する専門家派遣としての個別に対応を依頼する弁護士は、違うものを指しているという理解で良いか。

○青山教育総務課長 基本は別の形になると考えている。教育総務課のスクールロイヤーについては、委員会事務局に常駐し、事案に対する様々な学校対応や日々の法律相談のために法的観点から助言を行う。一方、児童生徒支援課の方は、事案が発生した際に、弁護士事務所へ依頼して個別で対応に当たってもらう形での分担を考えている。

○壽委員 スクールロイヤーの応募状況はどうか。

○駒井教育総務課主査 数件問い合わせをいただいている状況である。

○壽委員 週2回というのが厳しいという声も聞くのでどうだろうかと思ったが、問い合わせがゼロではないということで、少し安心している。応募いただけるとありがたいと思う。

○八田委員 子育て支援のことで子どもの居場所づくり事業というのがあるが、これはどのぐらいの年齢の子を対象とした事業か。

○西本教育総務課主任 福祉子ども部子ども家庭相談室の事業であり、詳細確認して別途報告する。

○前田委員 特別会計の地元特産物給食試食事業は、非常に面白い取組だと思う。子供たちも美味しく楽しみながら十分に興味が持てて、学びになると思うので、ぜひこれをさらに理解が深められるように学校教育と連動していけたら良いのではないかと思う。どれぐらいのペースでの事業を考えているのか。

○東学校給食課長 予算583万円ということで、この中でお土産事業と大津市産米の提供回数増加という2つの取組をしようと考えている。現時点では、お土産事業は年1回としているが、予算の状況や反響等を確認しながら、場合によっては増やしたいと考えている。

○前田委員 1回限りで終わってしまうのならば、その機会を最大限に生かして、提供の前後に学びになるような取り組みをしっかりと学校で行ってほしい。先日、総合教育会議で子供たちと懇談した際に、大津市で自慢できることについて話したが、こういうことも含めて子供たちの学びを深めていけたら良いと思う。

○田村委員 教育相談センターの適応指導教室事業について、これまでから何度か協議の場で意見しているが、「適応指導教室」という名称については、昨今の状況に鑑みるとふさわしくないと考えるので、早期の名称変更の検討をお願いしたい。

加えて、指導員の増員はありがたいことと思うが、ウイングに通う子供のみを対象にしているような傾向が窺える。定期的に登録した子供の学校の訪問指導をしているが、子どもへの関わりはまだまだ弱いのではと思う。家庭サポートも含めて、本市の教育相談支援センターであるべきであり、目指すべき姿はそこにあると考えるので、その辺りもできるだけ充実させてほしいと思う。

また、体力づくりについてかなり力を入れた内容であるが、学校現場の困り感としては、体力運動や英語教育などやるべきことが非常に多くある中で、取り組むべき方策をできるだけ具

体的に示していかないと、限られた時間の中で成果を上げられないというしんどい状況があるので、新たに配置する指導員の活用方法については、十分配慮してほしいと思う。

それと、夢づくり事業は、大変期待する事業の一つだが、1校あたり20万円から30万円の予算ということで、上手く子どものために活用できるよう、学校への丁寧な指導と支援をしてもらえればありがたいと思う。

また、公認心理師の雇用機会が増えているのは大変良いことと思っているが、学校教育という特殊な場でもあり、公認心理師の専門分野がそれぞれ違う中で、教育的な見地もしっかりと踏まえて習熟されている方の任用をできるだけお願いしたいと思う。

最後に、GIGAスクール構想も含めて学校教育におけるICT機器整備が進んでいるのは大変ありがたいことであるが、教員がそれを十分に活用できるかという点が今後の課題と考えているので、その支援も重ねてお願いしたいと思う。

○島崎教育長 委員より幾つかこの予算を有効に活用するためのご意見をいただいたと思う。それぞれの項目を精査しながら学校その他現場を支援していく考えである。また、例えば、夢づくり予算は新しい事業であるが、ここに学校共同事務実施が上手く絡み合っ、子供や地域の思いに事務職員のノウハウが生かされた予算立てができるというように、それぞれの事業が有機的に繋がればより良いものになっていくと思うので、大きな方向性において出てきた意見を生かしていきたい。また、事務局にもそれを踏まえて事業推進にあたって色々な知恵を出してもらおうようお願いする。

【採 決】 可決

閉会 教育長が2月定例会の閉会を宣言